

# 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）のポイント

## 1. 行動計画の目的 [本編P6]

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条の規定により、県が策定する行動計画に基づき市町村が作成する計画  
※ 政府行動計画(国)に基づき県行動計画を策定(特措法第7条)
- 新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、  
① 市民の生命及び健康を保護するとともに、  
② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、  
発生段階に応じた対策の選択肢を定めるもの
- 平時からの備えと発生時の対応体制を総合的に定めた**全庁横断的な計画**

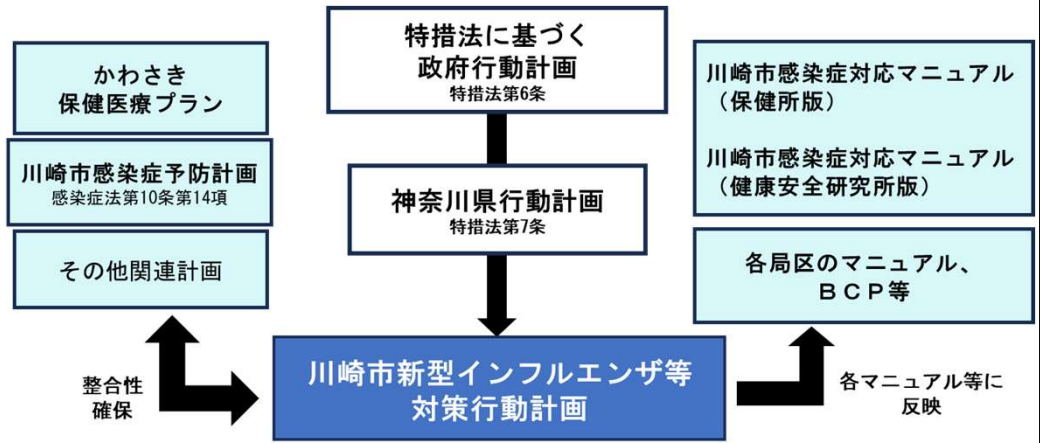
※「**新型インフルエンザ等**」=「**新型インフルエンザ等感染症**」・「**指定感染症**」・「**新感染症**」

## 2. 改定の趣旨 [本編P3]

- **市行動計画(H26.3)の策定以来、初の抜本的改定**
- 新型コロナウイルス対応の経験を踏まえた政府行動計画(R6.7)・県行動計画(R7.3)の改定に伴い、市行動計画を改定
- **新型コロナウイルス対応における取組や課題を反映**

## 3. 関連マニュアル等への反映 [本編P24]

- 「感染症予防計画」や「かわさき保健医療プラン」等の関連計画と、整合性の確保を図りながら、必要な取組を計画的・一体的に推進
- 「感染症対応マニュアル」等に反映し、対策を具体化



## 4. 行動計画における対策項目等 [本編P19]

項目	現行計画	改定計画				
(1) 策定/改定	平成26年3月策定	令和8年6月改定予定				
(2) 対象感染症	病原性の高い新型インフルエンザ等を念頭	新型インフルエンザ等だけでなく、「幅広い呼吸器感染症」を想定				
(3) 時期区分	[6区分] ①未発生期 ②海外発生期、 ③県内未発生期 ④県内発生早期、 ⑤県内感染期 ⑥小康期	[3区分] ①準備期 ②初動期 ③対応期 ※ 特に準備期の取組を充実 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; background-color: #e0f0e0;"> <p><b>① 準備期 (平時)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成</li> <li>・訓練等実施</li> <li>・体制整備 等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; background-color: #fff9c4;"> <p><b>② 初動期 (国内外で発生直後)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部設置</li> <li>・情報共有体制構築</li> <li>・相談センター設置 等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; background-color: #ffe0b2;"> <p><b>③ 対応期(状況変化等に応じた対策)</b></p> <table border="0" style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td style="vertical-align: top;">封じ込めを 念頭に 対応する 時期</td> <td style="vertical-align: top;">病原体の 性状等 に応じて 対応する 時期</td> <td style="vertical-align: top;">ワクチンや 治療薬等 により対応力 が高まる 時期</td> <td style="vertical-align: top;">特措法によらない 基本的な 感染症対策に 移行する 時期</td> </tr> </table> </div> </div>	封じ込めを 念頭に 対応する 時期	病原体の 性状等 に応じて 対応する 時期	ワクチンや 治療薬等 により対応力 が高まる 時期	特措法によらない 基本的な 感染症対策に 移行する 時期
封じ込めを 念頭に 対応する 時期	病原体の 性状等 に応じて 対応する 時期	ワクチンや 治療薬等 により対応力 が高まる 時期	特措法によらない 基本的な 感染症対策に 移行する 時期			
(4) 対策項目	[6項目] ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	[13項目(赤字は新規項目)] ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b> ⑤ <b>水際対策</b> ⑥まん延防止 <b>⑦ワクチン</b> ⑧医療 <b>⑨治療薬・治療法</b> <b>⑩検査</b> <b>⑪保健</b> <b>⑫物資</b> ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保 ※ <b>新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、6項目から13項目に拡充(内容を精緻化)</b>				
(5) 複数の感染拡大への対応	(比較的短期の収束が前提)	ワクチンや治療薬の普及等に応じた <b>対策の機動的切替え</b> について明確化				
(6) 実効性の確保	-	・危機管理推進会議及び同会議の専門部会等活用しながら、 <b>各局等の「準備期」・「初動期」・「対応期」に実施すべき取組の検討状況等について進捗管理・フォローアップを推進</b> ・「①対象感染症を取り巻く状況」や「②国の政府行動計画や県の行動計画の改定状況」、「③市における検討・調整・取組状況」、「④新たな課題」等を踏まえ、 <b>概ね6年ごとに改定を検討(状況に応じ、随時改定も検討)</b>				

# 5. 各対策項目の考え方及び取組

対策項目 (*印は新規項目)		新型コロナの経験を踏まえた改定理由	取組	
			準備期(平時)	初動期・対応期
1	実施体制 ★ 【本編 P25】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全庁一体での迅速・的確な対応に向け、分野別の検討体制が必要</li> <li>・ 有事の保健所業務はじめ強化・拡充すべき対策を迅速かつ円滑に実施するため平時から全庁横断的な応援体制等の整備が必要</li> <li>・ 科学的根拠に基づく対策の実施が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策専門部会にて、分野毎の課題の抽出や情報連携体制、分野別の検討体制の整備等</li> <li>・ 保健所業務をはじめ、全庁的な応援体制整備等の調整</li> <li>・ 意思決定・判断に必要な情報の収集・分析体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策本部を設置するとともに、分野別の検討体制を活用した個別具体的な課題への機動的な対応</li> <li>・ 応援体制の開始・維持・増強・縮小や外部委託の活用等</li> <li>・ 収集した情報とリスク評価を踏まえた対策の実施</li> </ul>
2	情報収集・分析 ★ 【本編 P32】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学的根拠(感染症の状況、疫学情報、感染症や病原体の特徴、医療提供体制、人流、市民生活・経済への影響等の情報分析・評価結果等)に基づく迅速な政策判断を可能にする体制の構築が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症に関する情報を収集・分析・リスク評価し、対策に役立てる仕組み(感染症インテリジェンス体制)の整備</li> <li>・ 訓練等を通じた上記実施体制の運用状況等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症インテリジェンス体制の強化・柔軟な見直し</li> <li>・ 上記体制による情報収集・分析・リスク評価の実施及び当該結果等に基づく対策の判断・実施・見直し</li> </ul>
3	サーベイランス ★ 【本編 P38】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事の際の感染症発生早期探知のため、平時からのサーベイランス実施が必要</li> <li>・ 中長期的な複数の感染の波を想定し、収集・分析・評価した情報に基づく科学的知見を活用した対策の切り替えが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の感染症流行状況を即時に把握する川崎市感染症情報発信システム(KIDSS)を利用したリアルタイムサーベイランスの実施・情報共有</li> <li>・ サーベイランスシステムによる発生届提出の呼び掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症サーベイランスの実施体制を強化及び有事の感染症サーベイランスの開始・継続</li> <li>・ 発生状況に応じた感染症サーベイランス実施体制の検討や見直し</li> </ul>
4	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション * 【本編 P44】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報が錯綜しやすい状況でも、適切な判断・行動ができるよう、迅速かつ正確な情報提供・共有やリスクコミュニケーションが必要</li> <li>・ 患者や医療従事者等への偏見・差別、偽・誤情報の流布等を防ぐため、平時からの啓発が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症発生時に取るべき行動の理解、感染症や情報等に対するリテラシーの向上等に向け、平時からの継続的な情報発信や偏見・差別等及び偽・誤情報に関する啓発を実施</li> <li>・ 一体的・整合的な情報提供・共有を行う方法等を整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページやコールセンター等の設置・強化による迅速かつ一体的な情報提供・共有及び双方向のコミュニケーションによるリスクコミュニケーションの実施</li> <li>・ 偏見・差別等及び偽・誤情報に関する啓発の実施</li> </ul>
5	水際対策 * 【本編 P53】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機・通常船舶等だけでなく、大型客船での多数の患者発生・入国等も想定した迅速な対応を行うため、平時からの検疫所等との連携や健康監視等の更なる体制準備が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検疫所等との調整や訓練等による更なる連携強化</li> <li>・ 居宅等待機者(入国者・帰国者等)の健康監視を行う一層の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が実施する水際対策に係る検疫所との更なる連携強化</li> <li>・ 居宅等待機者の健康監視や発症した際の対応のほか、大型客船等で患者が多数発生した場合の対応等の実施</li> </ul>
6	まん延防止 ★ 【本編 P56】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延防止対策等が市民生活に大きな影響を与えるため、平時からの対策の準備、対策の縮小や中止等の機動的な見直し等が必要</li> <li>・ 平時からの個人の感染対策やまん延防止対策等の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民一人ひとりの基本的な感染対策の更なる普及啓発</li> <li>・ まん延防止等重点措置や緊急事態措置など、有事の際のまん延防止対策等に係る理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者への必要な対応や濃厚接触者への外出自粛要請等</li> <li>・ まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の周知及び対応</li> <li>・ 時期や病原性、感染性等に応じたまん延防止対策の実施</li> </ul>
7	ワクチン * 【本編 P64】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な接種実施のため、平時からの接種体制構築の検討や実効性の確認が必要</li> <li>・ 円滑な予約受付体制が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種体制の構築やマニュアル整備、シミュレーションの実施</li> <li>・ 国が進める予防接種DX化と連動した予防接種事務のDX化推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な人員の確保及び円滑な接種の実施</li> <li>・ 予約サイトや予約コールセンター等の整備・運営</li> <li>・ 市民への迅速で正確な周知や相談対応</li> <li>・ 健康被害救済制度の周知</li> </ul>
8	医療 ★ 【本編 P70】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ対応での医療のひっ迫を踏まえ、平時から計画的な医療提供体制の確保が必要</li> <li>・ 病状や医療状況に応じた適切な医療提供を行い、医療のひっ迫を防止することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療措置協定に基づく医療提供体制の整備(県が一括して県内医療機関と医療措置協定を締結)</li> <li>・ 県及び市内医療機関・医療関係団体との協議・連携</li> <li>・ 相談センターの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療措置協定に基づく医療提供体制の確保・強化</li> <li>・ 上記協定に基づき、市による医療機関への入院調整・宿泊療養・自宅療養等の振り分け</li> <li>・ 国及び県の方針や市内感染状況に応じた相談センターの強化・縮小</li> </ul>
9	治療薬・治療法 * 【本編 P82】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等が示す診療指針等に基づく治療薬・治療法等の速やかな普及や関係団体や医療機関等との連携強化等が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県備蓄治療薬の備蓄状況及び流通体制の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるように、医療機関等への情報提供・共有</li> </ul>
10	検査 * 【本編 P87】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に検査体制の拡大を速やかに行うための体制整備が必要</li> <li>・ 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等によるリスク評価に基づく検査実施が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査関係機関等との連携による検査体制の整備</li> <li>・ 検査体制の維持及び強化に向けた訓練等による確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速な検査体制の立ち上げ</li> <li>・ 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等によるリスク評価に基づく方針の決定・見直し</li> </ul>
11	保健 * 【本編 P94】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅療養者(要配慮者含む)の健康観察や物資支給等の支援が必要</li> <li>・ 保健所業務(積極的疫学調査、入院等の調整・振り分け、療養支援等)の迅速・円滑な実施のため人員確保が必要</li> <li>・ 限られた人員で患者対応等を実施するため、業務の効率化が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅療養者の療養支援のための体制構築</li> <li>・ 感染症有事における保健所業務(積極的疫学調査、入院等の調整・振り分け、療養支援など)の円滑な実施に向けた応援職員・民間人材等の確保</li> <li>・ 業務の標準化・効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所の有事体制への移行</li> <li>・ 自宅療養者の健康観察や物資の支給等の実施</li> <li>・ 関係機関等と連携した感染症有事における保健所業務(積極的疫学調査、入院等の調整・振り分け、療養支援等)の円滑実施</li> </ul>
12	物資 * 【本編P110】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ対応において医療機関等で感染症対策物資の不足が生じ、医療提供体制等に多大な影響があったため、平時からの備蓄の呼びかけが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の感染症対策物資等の備蓄、定期的な備蓄状況の確認</li> <li>・ 協定締結医療機関等における個人防護具の備蓄の呼び掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に必要な感染症対策物資の確保</li> <li>・ 近隣都市等との供給に関する相互協力</li> <li>・ 不足物資の医療機関などへの提供等</li> </ul>
13	市民生活・ 市民経済の安定 ★ 【本編P114】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者に対する影響を最小限にするため、事業者や市民等においても平時からの準備が必要</li> <li>・ 影響を受けた市民生活や事業者への経営支援のため、迅速かつ効果的な施策が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCPIに基づく必要な準備や市民や事業者等に対する適切な情報提供、有事に向けた必要な準備の勧奨</li> <li>・ 生活支援等を要する者への支援の仕組みや内容等の整備</li> <li>・ 事業者や市民に対する有事に備えた準備の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCPIに基づき、まん延状況等を踏まえた対応への重点化</li> <li>・ 感染状況に応じた市民生活・市民経済安定確保のための対策や支援の実施</li> <li>・ 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け</li> </ul>